

監査委員公表第750号

令和7年2月20日付け監査第921号の行政監査の結果に関する報告に基づき、大分県知事から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和8年5月19日

大分県監査委員 長 谷 尾 雅 通
 大分県監査委員 長 野 恭 子
 大分県監査委員 大 友 栄 二
 大分県監査委員 阿 部 長 夫

- 1 令和6年度行政監査テーマ 「人材育成について」
- 2 令和6年度行政監査の結果に関する報告に基づく措置（令和8年1月30日現在）
 - (1) 概 要 「措置済」1件（うち、検討事項1件）
 - (2) 措置の状況

| 報告における項目 | 監査の結果（要旨） | 措置の内容及び監査対象所属 |
|---|--|--|
| 1 人材育成に関する方針等の状況 (2) 方針はDXなど新たな課題に対応した内容に随時更新されているか。 （検討事項） | （現 状） 大分県人材育成方針に基づき各部局が策定している人材育成計画には目標指標が設定されておらず、取組の成果測定が難しい状況にある。 （検討事項1） 各部局人材育成計画について、目標指標の設定と外部有識者等の意見を取り入れた実績評価を行うよう、人材育成方針に盛り込むことを検討されたい。 | 令和8年度から、各部局が作成する人材育成計画に、目標指標として部局別専門・技術研修受講者の「業務活用度」80%以上等を設定する。その上で、研修後にアンケート形式で4段階評価を行い、これにより人材育成の効果を測定する。 設定した目標指標に基づく各部局での効果測定結果をもって実績評価とし、効果測定状況に対する外部有識者からの助言も得ながら、人材育成の質の向上を図る。 また、既に意見聴取を行った外部有識者の助言に基づき、研修の「目的」「狙い」「意図」を明確化するため、部局別専門・技術研修の申請書様式を改訂する。これにより受講者の主体的な学びを促す。 （人事課）【措置済】 |